

地域貢献活動のメリット

【広島市大規模小売店舗地域貢献ガイドライン】

令和8年(2026年)4月

広島市

目次

地域貢献活動のメリット	1
別表 地域貢献活動事例	40

広島市大規模小売店舗地域貢献ガイドラインでは、新設大規模小売店舗などの設置者に対し、地域貢献計画書の提出を求めています。


店舗設置者の方々に、地域貢献の活動内容を決定する際の参考としていただくため、同ガイドラインに別表として掲載している地域貢献活動事例の具体例のうち、活動を行うことにより、広島市の表彰の対象になるなどのメリットがあるものをまとめました。

※ 地域貢献計画書の提出の対象となる店舗

- ① 新設大規模小売店舗
- ② 既設大規模小売店舗のうち、大規模小売店舗立地法第6条第2項又は附則第5条第1項の規定による変更の届出を行う店舗（店舗面積や駐車場の位置・収容台数、営業時間等の変更）

地域貢献活動のメリット

項	細目	具体例	メリット	市関係課
1 地域づくりへの参画・協力	(3) 地域づくりに取り組む団体への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域づくりに取り組む町内会・自治会・地区社会福祉協議会・NPO 及びボランティア団体の活動への参加・協力、活動場所の提供等の協力 	<p>○ 本市では、誰もが介護予防に取り組むことのできる地域づくりを進め、介護予防活動の地域での普及・定着を図ることを目的に、地域の身近な場所で「運動を中心とした住民主体の通いの場」(地域介護予防拠点)の整備を進めています。</p> <p>○ 地域と連携して積極的に取り組むことで、地域から信用・信頼される企業(店舗)としてイメージアップにつながります。</p> <p>○ 住民主体の活動を企業(店舗)内で開催することで、人が集まり、賑わいが生まれます。</p> <p>〈広島市ホームページ〉 広島市ホームページ>暮らし・手続き>福祉・介護>介護予防>地域介護予防拠点整備促進事業 https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/fukushi-kaijo/1021243/1011610.html</p>	<p>健康福祉局 地域包括ケア推進課</p> <p>TEL (082) 504-2648</p>

項目	細目	具体例	メリット	市関係課
1 地域づくりへの参画・協力	(3) 地域づくりに取り組む団体への協力	・「ひろしま型地域貢献企業」の認定取得	<p>○ 「ひろしま型地域貢献企業」の認定を取得することで、地域から信用・信頼される企業（店舗）としてイメージアップにつながります。</p> <p>○ 「ひろしま型地域貢献企業」の認定のメリットは以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認定マークの付与 2 広島市ホームページでの企業名等の広報 3 広島市の入札制度等における優遇措置 <p>ひろしま型地域貢献企業認定制度</p> <p>1 目的</p> <p>地域貢献活動^注に積極的な企業等を「ひろしま型地域貢献企業」として認定することにより、企業等の地域貢献活動を促進し、多様な主体の連携による持続可能な地域コミュニティの実現を図る。</p> <p>注：本制度における地域貢献活動とは、各種地域団体の参画する活動への参加や、各種地域団体の運営援助を目的とした活動をいう。</p> <p>2 認定基準</p> <p>企業等が次のいずれかに該当する場合に認定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 従業員の一定数以上が地域貢献活動休暇（地域貢献活動を行う場合に取得できる有給休暇をいう。）を取得し、広島広域都市圏内で地域貢献活動を行うこと。 (2) 企業等が広島広域都市圏内で地域貢献活動を一定回数以上行うこと。 <p>※ その他、対象活動や個別要件などの詳細はホームページを御確認ください。</p> <p>〈広島市ホームページ〉 https://www.city.hiroshima.lg.jp/hiroshima-kigyonintei/index.html</p> 	<p>企画総務局 地域活性化調整部 コミュニティ再生課</p> <p>TEL (082) 504-2125</p>

項目	細目	具体例	メリット	市関係課
2 地域産業活性化の推進	(1) 商店街振興組合、商工会等への加入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗設置者及びテナント事業者の商店街振興組合等への加入 	<p>○ 地元の商店街振興組合や商店会等の任意団体へ加入し、地元商店街等の一員として地域の賑わいづくりに参加するなど地域経済の発展に貢献することにより、企業のイメージアップが期待できます。また、商店街振興組合等が事業を実施する際には、次のような市の補助金を活用することができます。市の補助金交付事業の交付団体については、市広報紙やホームページなどでPRを行っています。</p> <p>広島市地域連携商店街事業費補助金</p> <p>商店街及び地域団体に構成された協議会等が、商店街を活用した地域課題の解決に取り組むために実施する事業への補助</p> <p>想定事例</p> <p>高齢者や子育て世代への支援、防犯・防災対策、地域文化の保存・継承、歴史的な街並みの保全、環境・リサイクル活動など、地域住民の日常生活（暮らし）に影響を及ぼす課題を解決する取組</p> <p>プラン策定事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助率（限度額） 対象経費の3分の2以内（100万円） <p>プラン実行事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助率（限度額） 初年度：対象経費の3分の2以内（700万円） 2年度目：対象経費の2分の1以内（500万円） 3年度目：対象経費の3分の1以内（300万円） 	<p>経済観光局 産業振興部 中小企業支援課</p> <p>TEL (082) 504-2236</p>

項目	細目	具体例	メリット	市関係課
2 地域産業活性化の推進	(3) 地元産品の積極的なPRと販売促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生鮮食品の地元産品販売コーナー及び生産者等の直売コーナーの設置 ・ ーひろしま産 dayーひろしま地産地消の日を中心とした地元産品のPR及び販売促進への協力 ・ “ひろしまそだち”地産地消推進事業への協力 	<p>○ 広島市内で生産した農林水産物及びその加工品である“ひろしまそだち”産品を通じた「地産地消」を推進することで、消費者へ「市内産、新鮮、安心」な農林水産物等の提供、市内農林水産業の発展さらにはフードマイレージ削減による地球温暖化防止につながり、企業のイメージアップが期待できます。</p> <p>〈広島市ホームページ〉 広島市ホームページ>組織>経済観光局農林水産部農政課>“ひろしまそだち”地産地消推進事業 https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/120/4872.html</p>	経済観光局 農林水産部 農政課 TEL (082) 504-2247
		<ul style="list-style-type: none"> ・ ザ・広島ブランド認定事業への協力 	<p>○ 特に優れた地域の特産品を認定し、PRする「ザ・広島ブランド」認定事業に協力することにより、広島の特産品の消費拡大による地域経済の活性化や、広島のイメージの向上につながり、企業のイメージアップが期待できます。</p> <p>〈広島市ホームページ〉 広島市ホームページ>市の取組>ザ・広島ブランド https://www.city.hiroshima.lg.jp/hiroshima-brand/index.html</p>	経済観光局 産業振興部 地域産業振興課 TEL (082) 504-2238

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">2 地域産業活性化の推進</p>	<p>(3) 地元産品の積極的なPRと販売促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広島市エシカルマップへの登録 	<p>○ 「エシカル消費」に関連する商品やサービスを取り扱う取り組む店舗や飲食店について、その取組内容を特設サイト「広島市エシカルマップ」でご紹介します。</p> <p>○ 登録事業者には、店舗等で掲示していただける「エシカルマップ登録店ステッカー」を配布します。</p> <p>エシカル消費とは…</p> <p>「環境」「人や社会」「地域」に配慮した商品やサービスなどを選んで消費しようとする取組のことで、SDGsの「12 つくる責任つかう責任」に当たります。</p> <p>〈広島市ホームページ〉</p> <p>https://www.city.hiroshima.lg.jp/hiroshima-ethical/index.html</p>	<p>市民局 消費生活センター</p> <p>TEL (082) 225-3329</p>
---	-----------------------------	--	---	---

項	細目	具体例	メリット	市関係課
3 地域雇用の確保	(4) 仕事と家庭を両立できる環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 託児所等の設置 ・ 育児・介護休業制度の活用促進 ・ 短時間勤務制度の導入 	<p>○ 「広島市男女共同参画推進事業者表彰」の対象となります。</p> <p>広島市男女共同参画推進事業者表彰</p> <p>1 概要 女性の能力発揮や職域拡大、仕事と家庭や子育て・地域活動等との両立支援などに積極的に取り組んでいる事業者を募集・選考し、市長表彰を行います。</p> <p>2 対象 次のいずれかの取組を行っている広島市内に本社・本部を置く事業者（協同組合、公益的法人、特定非営利活動法人（NPO法人）等を含む。）のうち、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している事業者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性の能力発揮、職域拡大などに積極的に取り組んでいる。 ・ 従業員に対して、仕事と家庭・地域活動等の両立の支援を行っている。 ・ その他男女共同参画推進に向けた特色のある取組を進めている。 <p>3 表彰 6月23日～29日の男女共同参画週間の期間中又はその前後に表彰式を行い、「広島市男女共同参画推進事業者」として表彰します。 表彰された事業者については、広島市ホームページなどで取組内容等を広く市民にPRするとともに、ロゴマークを付与します。</p> <p>4 優遇措置 この表彰実績により、本市の次の制度を利用できます。</p> <p>(1) 入札制度における優遇措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 競争入札参加資格審査申請業者（建設工事、建築物清掃及び常駐警備）について等級による格付を行う際に加点 ・ 総合評価方式による競争入札の際に加点 <p>(2) 男女共同参画・子育て支援資金による中小企業に対する低利融資</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資金使途：運転資金・設備資金 ・ 融資限度額：8,000万円以内 ・ 融資期間：10年以内（うち据置1年以内） ・ 融資利率：年1.2%以下 <p>〈広島市ホームページ〉 広島市ホームページ>市政>男女共同参画>企業、団体の方>広島市男女共同参画推進事業者表彰 https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/53/10235.html</p>	<p>市民局 人権啓発部 男女共同参画課</p> <p>TEL (082) 504-2108</p>

項目	細目	具体例	メリット	市関係課
3 地域雇用の確保	(4) 仕事と家庭を両立できる環境づくりの推進	・ 女性と若者が働きやすい職場環境づくりの推進	<p>○ 女性と若者が働きやすい職場環境づくりを積極的に進める地元中小企業を、広島市「女性と若者が輝く企業」として認定し、広島市のホームページ等で広く市民へPRします。PRを行うことにより、企業のイメージアップにつながります。</p> <p>※このほか、次の特典があります</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 広島市「女性と若者が輝く企業」の名称を企業案内等で使用することができます。 2 市の建設工事、建築物清掃及び常駐警備に係る競争入札参加資格認定審査の際に加点します。 3 中小企業支援センターのアドバイザー派遣を、2回まで無料で利用することができます。 <p>1 目的 働く女性と若者の支援に積極的に取り組む企業を広島市「女性と若者が輝く企業」に認定し、特典を付与することにより、地元企業における女性や若者のための良質な職場環境づくりを推進する。</p> <p>2 対象 市内に本社又は主たる事業所のある中小企業で、女性と若者が働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる企業。詳しい認定基準については、市ホームページを御覧ください。</p> <p>〈広島市ホームページ〉 広島市ホームページ>事業者向け情報>雇用・労働>雇用・労働支援>広島市「女性と若者が輝く企業」認定 https://www.city.hiroshima.lg.jp/business/koyo_rodo/1021504/1017463.html</p>	経済観光局 雇用推進課 TEL (082) 504-2244

項目	細目	具体例	メリット	市関係課
4 防犯・青少年非行防止対策の推進	(1) 安全なまちづくり運動への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの見守り活動への参加 ・ 犯罪予防キャンペーン等への参加並びに実施会場等の提供 ・ 防犯資材の提供や防犯カメラの設置などの地域見守り活動への助成 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域と連携して積極的に取り組むことにより、地域から信用・信頼される事業者としてイメージアップにもつながります。 ○ 事業所の制服(ユニホーム)を着用して活動に参加することで、事業者のPRにつながります。 ○ 地域が主体となって行う犯罪予防のイベント等を事業所内で開催することにより、人が集まり、賑わいが生まれます。 	市民局 市民安全推進課 TEL (082) 504-2714
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 広島市犯罪被害者等支援条例の周知 ・ 犯罪被害者等支援に係るキャンペーン等の実施場所の提供や広報啓発活動等への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「広島市犯罪被害者等支援条例」(令和4年4月1日施行)では、事業者が事業活動を行う際の二次的被害防止、本市の実施する犯罪被害者等の支援に関する施策への協力、従業員が犯罪被害に遭った際の勤務等への配慮を「事業者の責務」としています。 ○ 事業者が積極的に責務に努めることで、従業員が安心して働ける職場環境の構築に繋がり、また、関係機関・団体等と協働で犯罪被害者等支援の広報・啓発キャンペーン等を行うことで、社会貢献事業に理解のある事業者として地域から信頼を得られるとともに、犯罪被害者にやさしい事業者としてイメージアップに繋がるのが期待できます。 <p>〈広島市ホームページ〉 広島市ホームページ>くらし・手続き>防犯・安全>犯罪被害者支援>広島市犯罪被害者等支援条例 https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/1035962/1021169/1020472.html</p>	市民局 市民安全推進課 TEL (082) 504-2714

項	細目	具体例	メリット	市関係課
4 防犯・青少年非行防止対策の推進	(1) 安全なまちづくり運動への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもの見守り活動への参加 ・ 見守り活動用ジャンパー作成協力 	<p>○ 事業所の制服(ユニホーム)を着用した店舗関係者や警備員が登下校中の児童生徒に出会ったら「おはよう」「お帰りなさい」と声をかけること、あるいは、店舗関係車両にこどもの安全を呼びかけるシールを貼付することなどにより、こどもの安全対策への貢献を含めて店舗のアピールにつながります。</p> <p>○ 多くの地域において、こどもの見守り活動の担い手の確保という課題がある中で、積極的に見守り活動に取り組むことにより、地域や保護者に存在感を示すことができます。</p> <p>○ また、見守り活動を行う地域の方々が着用する見守り活動用ジャンパー等について、地域と協議し、店舗名をプリントしたものを提供(寄贈)することも考えられます。その結果、同様の効果が期待できます。</p> <p><広島市ホームページ> 広島市ホームページ>暮らし・手続き>教育>教育委員会>学校教育の推進>こどもの安全対策>こども見守り活動への寄付のご案内 https://www.city.hiroshima.lg.jp/education/kyouiku-suishin/1026032/1008977.html</p>	教育委員会 学校教育部 健康教育課 TEL (082) 504-2702
		<ul style="list-style-type: none"> ・ こども110番の家へ参加 	<p>○ 地域と連携してこどもの安全対策に積極的に取り組むことによって、地域から信用・信頼される企業(店舗)としてイメージアップにもつながります。</p> <p><広島市ホームページ> 広島市ホームページ>暮らし・手続き>子育て>子どもの安全>「こども110番の家」の取組 https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/kosodate/1025987/1023698.html</p>	こども未来局 こども青少年支援部 TEL (082) 242-2013

項目	細目	具体例	メリット	市関係課
4 防犯・青少年非行防止対策の推進	(3) 店舗及びその敷地内での防犯対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 店内放送やデジタルサイネージなどによる特殊詐欺被害防止に係る広報の実施 ・ ATM 周辺の警戒や高齢者への声かけ等の実施 	<p>○ 特殊詐欺被害防止の広報・啓発活動に取り組むことで、特殊詐欺被害に遭いやすい高齢者等から安心や信頼を得ることができ、併せて、地域住民から犯罪被害防止という社会貢献事業に理解のある事業者としてイメージアップに繋がることが期待できます。</p> <p><広島市ホームページ> 広島市ホームページ>くらし・手続き>防犯・安全>地域の防犯・安全対策>気をつけましょう（地域の防犯・安全対策）>特殊詐欺被害防止のため、声かけへのご協力をお願いします https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/1035962/1021171/1025678/1020476.html</p>	市民局 市民安全推進課 TEL (082) 504-2714

項目	細目	具体例	メリット	市関係課
5 地域防災対策の推進	(1) 災害等発生時における避難場所等の提供	・ 車中一時避難場所としての駐車場等の提供	<p>○ 「車中一時避難場所」とは、土砂、洪水、高潮からの避難の際、店舗駐車場を緊急一時的に車で避難可能な避難場所として使用するものです(避難者が長期滞在等に使用するものではありません)。</p> <p>○ 「車中一時避難場所」の指定は、広島市が進める防災対策の取組の一つであり、商業施設などでは地域貢献の姿勢となるとともに、いざという時には地域の防災対応に寄与できるという大きな意義があります。</p> <p>○ 「車中一時避難場所」として指定する際は、本市と協定締結し、施設の名称や所在地を市ホームページで公開するため、企業イメージの向上が期待できます。</p> <p>[指定要件等]</p> <p>(1) 利用する駐車場は、土砂、洪水、高潮の危険区域内でないこと。</p> <p>(2) 施設利用が無償であること。</p> <p>(3) 駐車可能台数30台以上であること。</p> <p>(4) 避難場所利用時、トイレが利用可能であること。</p> <p>(5) 常時開放又は必要に応じて開放すること(詳細は協定による)。</p> <p>(6) 避難場所としての開設等を施設側で実施できること。</p> <p>〈広島市ホームページ〉 広島市ホームページ>分類できがす>防災>防災情報サイト>災害に備える>避難場所・避難所>車による避難場所(車中避難用)について https://www.city.hiroshima.lg.jp/saigaiinfo/saigai/1021037/1013431.html</p>	危機管理室 災害予防課 TEL (082) 504-2664

項目	細目	具体例	メリット	市関係課
5 地域防災対策の推進	(1) 災害等発生時における避難場所等の提供	<ul style="list-style-type: none"> 浸水時緊急退避施設としての駐車場敷地、建物等の提供 	<p>○ 「浸水時緊急退避施設」とは、一般の避難施設とは異なり、津波、洪水及び高潮により逃げ遅れた付近の方が、階段や廊下、駐車場などの共用部分に、緊急一時的に退避する場合のみ使用するものです(避難者の長期滞在等に使用するものではありません。)</p> <p>○ 「浸水時緊急退避施設」の指定は、広島市が進める防災対策の取組の一つであり、商業施設などでは地域貢献の姿勢となるとともに、いざという時には地域の防災対応に寄与できるという大きな意義があります。</p> <p>○ 「浸水時緊急退避施設」には施設自体に指定標識を設置するとともに、施設の名称や所在地を市ホームページで公開し、ハザードマップ等で周知するため、企業イメージの向上が期待できます。</p> <p>[構造要件等]</p> <p>(1) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造であること</p> <p>(2) 新耐震設計基準(昭和56年6月1日施行)に適合していること、又は耐震診断等により耐震性が確認されていること※ 津波を除く浸水時に限定して使用する施設は除く。</p> <p>(3) 地上4階建て以上であること。</p> <p>(4) 退避上有効な場所(廊下や階段、集客スペース等)の合計が100平方メートル以上であること。</p> <p>(5) 常時出入りできる構造又は早くに出入りできる管理体制等であること。</p> <p><広島市ホームページ> 広島市ホームページ>くらし・手続き防災>防災・防犯・安全>防災情報サイト>防災情報サイト>災害に備える>避難場所・避難所>浸水時緊急退避施設の指定について https://www.city.hiroshima.lg.jp/saigainfo/saigai/1021037/1013379.html</p>	危機管理室 災害予防課 TEL (082) 504-2664

項目	細目	具体例	メリット	市関係課
5 地域防災対策の推進	(7) 防災訓練等への参加・協力	・ 広島市消防団協力事業所の認定取得	<p>○ 「消防団協力事業所」として認められた事業所は、取得した表示証を見えやすい場所に掲示でき、表示証のマークを自社ホームページなどで広く公表することができます。また、広島市のホームページ等で公表します。加えて、広島市や広島県の入札参加資格の認定審査において、評価点数の加点を受けることができます。</p> <p>広島市消防団協力事業所表示制度</p> <p>1 目的</p> <p>地域防災に欠かすことのできない消防団員の活動を積極的に協力している事業所に対し、社会貢献の証として表示証を交付する制度で、事業所と消防団との協力体制を強化することにより、地域防災体制を充実させることを目的としています。</p> <p>2 認定基準</p> <p>消防関係法令に係る重大な違反がなく、次のいずれかに適合しているときに認定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の従業員が消防団員として入団している事業所 ・ 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所 ・ 消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に優良として認める事業所 <p>3 申請方法</p> <p>協力事業所の認定を受けるには、申請書または推薦書に必要事項を記入し、広島市長宛に申請します。審査後、認定を受けた場合は、表示証交付認定書と表示証を交付します。</p> <p>〈広島市ホームページ〉</p> <p>広島市ホームページ>くらし・手続き> 消防>消防> 広島市消防団>消防団に関するお知らせ>広島市消防団協力事業所表示制度</p> <p>https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/shobo-bohan/1006085/1025631/1025634/1013762.html</p>	<p>消防局 消防団室</p> <p>TEL (082) 546-3421</p>

項目	細目	具体例	メリット	市関係課
5 地域防災対策の推進	(8) 救急救命の取組	・ AED提供協力施設への参画	<p>○ AED提供協力施設へ参画することで、施設の出入口等に表示証を掲示することができ、あわせて広島市のホームページ等によりAED提供協力施設として広く公表が行われます。</p> <p>○ AED提供協力施設として広く市民に周知され、万が一の事態が発生した場合は、『地域での助け合い』（＝「施設に設置してあるAEDの活用」）により『一人でも多くの命を救う』（＝「救命率の向上」）に繋がることで企業のイメージアップが期待できます。</p> <p>〈広島市ホームページ〉 広島市ホームページ>くらし・手続き>消防>救急>AED提供協力施設>緊急時にAEDの貸し出しが可能な施設 AED提供強力施設 https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/shobo-bohan/1006027/1025671/1019225.html</p>	消防局 救急課 TEL (082) 232-1580

項	細目	具体例	メリット	市関係課
6 環境対策の推進	(1) 地球温暖化対策・省エネルギー対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギー管理システム (BEMS) の導入 ・ LED 照明やトッランナー機器といった省エネ性能の高い機器の導入 ・ 太陽光発電設備やコージェネレーション設備等の設置 ・ ISO14001 やエコアクション 21 等の環境マネジメントシステムの導入 	<p>○ 「広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例」に基づく事業活動環境配慮制度で、事業活動環境計画書等の提出が義務付けられている事業者（任意提出も可）については、その取組を本市のホームページで公表するとともに、「環境保全資金（特別融資）」を活用することができます。</p> <p>事業活動環境配慮制度</p> <p>1 対象事業者</p> <p>市内に設置している事業所におけるエネルギー年間使用量の合計が 1,500kℓ以上（原油換算）又は物質ごとの温室効果ガス年間排出量が 3,000t 以上（二酸化炭素換算）の事業者（上記未満の事業者も任意提出可）</p> <p>2 義務の内容</p> <p>温室効果ガスの削減目標や排出抑制対策を記載した事業活動環境計画書及び報告書の提出・公表</p> <p>【環境保全資金（特別融資）】</p> <p>(1) 資金使途：運転資金・設備資金</p> <p>(2) 融資限度額：8,000 万円</p> <p>(3) 融資利率：年 1.2%以下</p> <p>(4) その他詳細については、下記ホームページを御確認ください。</p> <p>〈広島市ホームページ〉</p> <p>広島市ホームページ>暮らし・手続き>ごみ・環境>地球環境>広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例>条例・規則・パンフレット等（広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例）</p> <p>https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/gomi-kankyo/1021289/1014907/1015638.html</p> <p>広島市ホームページ>暮らし・手続き>ごみ・環境>地球環境>広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例>事業活動環境配慮制度>事業活動環境配慮制度（広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例）</p> <p>https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/gomi-kankyo/1021289/1014907/1026130/1015630.html</p>	<p>環境局 温暖化対策課</p> <p>TEL (082) 504-2185</p>

項	細目	具体例	メリット	市関係課
6 環境対策の推進	(1) 地球温暖化対策・省エネルギー対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギー管理システム (BEMS) の導入 ・ LED 照明やトッランナー機器といった省エネ性能の高い機器の導入 ・ 太陽光発電設備やコージェネレーション設備等の設置 ・ ISO14001 やエコアクション 21 等の環境マネジメントシステムの導入 	<p>広島市ホームページ＞事業者向け情報＞産業振興＞起業・経営・中小企業支援＞中小企業向け融資制度に関すること＞広島市の中小企業融資制度のご案内</p> <p>https://www.city.hiroshima.lg.jp/business/sangyo/1021490/1005979/1003328.html</p>	<p>環境局 温暖化対策課</p> <p>TEL (082) 504-2185</p>

項目	細目	具体例	メリット	市関係課
6 環境対策の推進	(1) 地球温暖化対策・省エネルギー対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ ISO14001 やエコアクション 21 等の環境マネジメントシステムの導入 ・ LED 照明やトップランナー機器といった省エネ性能の高い機器の導入 ・ 断熱性能の高い構造材や二重窓、複層ガラス等の導入 ・ 通勤や業務における公共交通機関の利用促進や次世代自動車の導入 ・ ごみの減量・リサイクルの推進 	<p>○ 「ひろしまエコ事業所認定」の対象となります。主なメリットは次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認定証と認定ステッカーの交付。発行する印刷物等に認定ロゴマークを使用することができます。(届出が必要) 2 中小企業融資制度の環境保全資金(特別融資)等を利用いただくことができます。 3 広島市の行う総合評価競争入札等において、加点される場合があります。 等 <p>ひろしまエコ事業所認定</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 目的 地球温暖化の防止等環境に配慮した取組を積極的に実践している事業所を「ひろしまエコ事業所」として認定することにより、事業者の取組意欲を高めるとともに、機運の醸成を図ります。 2 認定要件 省エネルギー診断を受けて取組を進めている、又は ISO14001、エコアクション 21 等の認証を取得して省エネ等の取組を進めている事業所です。ただし、広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例第 9 条第 1 項に規定する特定事業者の事業所を除きます。 <p>〈広島市ホームページ〉 広島市ホームページ>くらし・手続き>ごみ・環境>地球環境>ひろしまエコ事業所認定制度 https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/gomi-kankyo/1021289/1037657/index.html</p>	<p>環境局 温暖化対策課</p> <p>TEL (082) 504-2185</p>

項目	細目	具体例	メリット	市関係課										
6 環境対策の推進	(1) 地球温暖化対策・省エネルギー対策の実施	・ 敷地内の緑化及び屋上・壁面の緑化等の推進	<p>○ 地球温暖化対策や省エネルギー対策に貢献することにより、企業のイメージアップが期待できます。また、「地球温暖化対策等の推進に関する条例」で義務付けられる緑化率(緑化施設等面積の敷地面積に対する割合)を一定量上回る緑化には補助制度を活用できます。同制度を活用した優良緑化建築物等については、本市のホームページ等で公表しPRを行っています。</p> <p>民有地緑化推進事業補助金 <補助金の内容></p> <p>1 対象となる工事</p> <p>次に掲げる要件を全て満たしていること</p> <p>(1) 市街化区域等で行われるもの</p> <p>(2) 敷地面積が1,000平方メートル以上の建築物の新築、増築又は改築で、緑化率が、次の表に掲げる割合を一定量上回るもの</p> <table border="1" data-bbox="651 1010 1283 1592"> <thead> <tr> <th>建ぺい率の最高限度</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40%以下の建築物の敷地</td> <td>当該建築物の敷地面積の20%</td> </tr> <tr> <td>40%を超え、50%以下の建築物の敷地</td> <td>当該建築物の敷地面積の15%</td> </tr> <tr> <td>50%を超え、70%以下の建築物の敷地</td> <td>当該建築物の敷地面積の10%</td> </tr> <tr> <td>70%を超える建築物の敷地及び建築基準法の規定による建ぺい率に関する制限を受けない建築物の敷地</td> <td>当該建築物の敷地面積の5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 補助金の交付申請を行う年度内に着手し、完了するもの</p> <p>2 対象経費</p> <p>緑化施設や太陽光発電装置等の工事費のうち上表の割合を超える部分に相当する工事費</p> <p>3 補助額</p> <p>1件50万円以内で、対象経費の2分の1(各年度の予算の範囲内に限る)</p>	建ぺい率の最高限度	割合	40%以下の建築物の敷地	当該建築物の敷地面積の20%	40%を超え、50%以下の建築物の敷地	当該建築物の敷地面積の15%	50%を超え、70%以下の建築物の敷地	当該建築物の敷地面積の10%	70%を超える建築物の敷地及び建築基準法の規定による建ぺい率に関する制限を受けない建築物の敷地	当該建築物の敷地面積の5%	<p>都市整備局 緑化推進部 緑政課</p> <p>TEL (082) 504-2396</p>
			建ぺい率の最高限度	割合										
40%以下の建築物の敷地	当該建築物の敷地面積の20%													
40%を超え、50%以下の建築物の敷地	当該建築物の敷地面積の15%													
50%を超え、70%以下の建築物の敷地	当該建築物の敷地面積の10%													
70%を超える建築物の敷地及び建築基準法の規定による建ぺい率に関する制限を受けない建築物の敷地	当該建築物の敷地面積の5%													

項目	細目	具体例	メリット	市関係課
6 環境対策の推進	(1) 地球温暖化対策・省エネルギー対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の緑化及び屋上・壁面の緑化等の推進 	<p>4 申請方法</p> <p>緑化施設等の工事に着手する14日前までに、当課へ所定の申請書を提出</p> <p>〈広島市ホームページ〉</p> <p>広島市ホームページ>事業者向け情報>公園・緑化>緑化事業>緑化推進・緑地保全>緑化推進制度>民有地緑化推進事業補助金</p> <p>https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/138/7381.html</p>	<p>都市整備局 緑化推進部 緑政課</p> <p>TEL (082) 504-2396</p>

項目	細目	具体例	メリット	市関係課
6 環境対策の推進	(1) 地球温暖化対策・省エネルギー対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電装置などの新エネルギー設備、コージェネレーション設備等の設置 	<p>○ 環境負荷の低減を図る建築設備などを導入した建築物の計画について、市が交通上、安全上、防火上、衛生上支障がないと認め、市建築審査会の同意を得て許可した場合、建築基準法に基づく容積率が例外的に緩和されます。</p> <p>建築物の容積率緩和の許可制度</p> <p>【適用の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電設備、自然冷媒を用いたヒートポンプ・蓄熱システム等環境負荷の低減等の観点から必要な設備であって、公共施設に対する負荷の増大がないもの ・ 中水道施設 ・ 地域冷暖房施設 ・ コージェネレーション施設 <p>などを設置する場合、その床面積相当分について、容積率の緩和が受けられます。</p> <p>※ その他、対象建築物、許可の範囲（緩和する容積率の限度）等の詳細は、「建築基準法第52条第14項第1号の規定による建築物の容積率緩和に係る許可取扱要綱」（平成21年12月18日施行）に定めています。</p> <p>〈広島市ホームページ〉</p> <p>トップページ>事業者向け情報>建築・住宅・宅地（事業者）>建築に関する情報>建築関係法令等>建築基準法に関する条例・規則>建築物の容積率緩和に係る許可取扱要綱（法第52条第14項第1号関係）</p> <p>https://www.city.hiroshima.lg.jp/business/kenchiku/1006011/1003058/1021594/1034091.html</p>	<p>都市整備局 指導部 建築指導課</p> <p>TEL (082) 504-2287</p>

項目	細目	具体例	メリット	市関係課
6 環境対策の推進	(1) 地球温暖化対策・省エネルギー対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平日の店舗駐車場を活用したパーク&ライド 	<p>○ パーク&ライドとは、自宅から駅周辺の駐車場に駐車（パーク）し、そこから電車等の公共交通に乗って（ライド）通勤する方法のことで、交通渋滞による社会的損失を低減するための交通需要マネジメント施策の一つです。</p> <p>○ パーク&ライドの取組により、地域における安全で快適な交通環境の実現に貢献するとともに、交通渋滞の緩和による地球温暖化の防止等につながり、企業イメージの向上が期待できます。</p> <p>○ 例えば、店舗のお客様用駐車場の一部をパーク&ライド駐車場とすれば、来客が比較的少ない平日における駐車場の有効活用が図れるとともに、利用者に商品券を提供する等により、店舗の利用促進にもつながります。</p> <p>広島市で実施している2店舗の事例は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フジグラン緑井は、駐車場料金が15,000円/月で、商品券10,000円分を利用者に提供 ・ フレスタ沼田店は、駐車場料金が13,000円/月で、商品券10,000円分を利用者に提供 <p><広島市ホームページ> トップページ > くらし・手続き > 道路・交通・河川・港湾 > パーク&ライド > パーク&ライドの推進 https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/doro-kotsu-kasen/1021388/1016897.html</p>	<p>道路交通局 公共交通政策部</p> <p>TEL (082) 504-2383</p>

項	細目	具体例	メリット	市関係課														
6 環境対策の推進	(2) 環境美化対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> 地域の公共の場所での定期的な清掃活動の実施 	<p>○ 「広島市環境美化功労者表彰」の対象となります。</p> <p>広島市環境美化功労者表彰</p> <p>1 目的 環境美化のための清掃活動を続けている者又は団体等を表彰し、日ごろの労に報いるとともに、その功績をたたえ、環境美化の一層の推進に資する。(昭和38年度から実施)</p> <p>2 対象 環境美化のための功績が顕著な個人及び環境美化について他の模範となる団体、企業、学校等</p> <p>3 表彰の要件 公共の場所(道路、歩道橋、河川、用排水路、公園、緑地その他これらに準ずる場所をいう。)の清掃活動を定期的に行っている以下の区分に該当するもの。</p> <table border="1" data-bbox="662 900 1268 1388"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">団体等</th> </tr> <tr> <th>活動年数</th> <th>活動回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境美化永年活動 5年表彰</td> <td>5年以上</td> <td rowspan="4">おおむね年3回</td> </tr> <tr> <td>環境美化永年活動 10年表彰</td> <td>10年以上</td> </tr> <tr> <td>環境美化永年活動 20年表彰</td> <td>20年以上</td> </tr> <tr> <td>環境美化永年活動 30年表彰</td> <td>30年以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>〈広島市ホームページ〉 トップページ>暮らし・手続き>ごみ・環境 >環境美化>令和7年度広島市環境美化功労者表彰式を開催しました https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/gomi-kankyo/1021281/1024209.html</p>		団体等		活動年数	活動回数	環境美化永年活動 5年表彰	5年以上	おおむね年3回	環境美化永年活動 10年表彰	10年以上	環境美化永年活動 20年表彰	20年以上	環境美化永年活動 30年表彰	30年以上	<p>環境局 業務部 業務第一課</p> <p>TEL (082) 504-2098</p>
		団体等																
活動年数		活動回数																
環境美化永年活動 5年表彰	5年以上	おおむね年3回																
環境美化永年活動 10年表彰	10年以上																	
環境美化永年活動 20年表彰	20年以上																	
環境美化永年活動 30年表彰	30年以上																	

項目	細目	具体例	メリット	市関係課
6 環境対策の推進	(5) 廃棄物減量化	<ul style="list-style-type: none"> ・ レジ袋の有料化、買物袋持参運動等によるレジ袋削減 ・ 簡易包装、トレイ削減等による廃棄物の減量化 ・ 食品廃棄物の排出抑制や生ごみの堆肥化 ・ 分別の徹底によるごみの減量化 	<p>○ 広島市ごみ減量優良事業者表彰の対象となります。</p> <p>広島市ごみ減量優良事業者表彰</p> <p>1 目的 事業系ごみの減量・資源化に積極的な取組をしている事業者を表彰し、日頃の労に報いるとともに、その功績を称え、ごみ減量・資源化の推進に資する。(平成8年度から実施)</p> <p>2 実施方法 広島市ごみ減量優良事業者表彰審査会を開催して、大規模事業者のうち、①ごみの減量・リサイクルに顕著な実績をあげている事業者、②ごみの減量・リサイクルについて他の模範となる取組を行っている事業者を審査、選考し、表彰状の贈呈を行う。</p> <p>(注) 大規模事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 延床面積が 2,500 m²以上の興行場、事務所等の所有者等 ・ 店舗面積が 500 m²を超える小売店舗の所有者等 ・ 建物内に従業員 200 人以上の事業者が存する建築物の所有者等 <p>〈広島市ホームページ〉 トップページ>事業者向け情報>ごみ・環境(事業者)>事業所ごみ・産業廃棄物>事業ごみ(固形状一般廃棄物)>ごみ減量優良事業者表彰>令和7年度広島市ごみ減量優良事業者表彰について https://www.city.hiroshima.lg.jp/business/gomi-kanryo/1021546/1005997/1026666/1047241.html</p>	<p>環境局 業務部 業務第一課</p> <p>TEL (082) 504-2748</p>

項	細目	具体例	メリット	市関係課
7 子ども、 高齢者、 障害者等への 配慮	(2) 子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> 赤ちゃんルーム、子ども用トイレ、キッズコーナー、託児室等の設置 	<p>○ 「赤ちゃん安心おでかけ事業(にこにこベビールーム)」の登録対象となります。</p> <p>○ 登録後は、シンボルマークのステッカーを交付するとともに、ホームページ等で公表します。また、シンボルマークを用いてにこにこベビールームを設置していることを広告に利用することができます。</p> <p>赤ちゃん安心おでかけ事業</p> <p>1 目的</p> <p>乳幼児を抱える保護者の子育てを支援する取組の一環として、外出中に授乳やおむつ替えなどの必要が生じた場合に、気軽に立ち寄ることができる施設を登録し、乳幼児連れの家族が外出しやすい環境の整備を行うことを目的とする。</p> <p>2 内容</p> <p>次の(1)又は(2)のいずれか、若しくは両方の提供が可能な施設(事業所)を「にこにこベビールーム」という名称で登録し、市ホームページ等で公表する。</p> <p>(1) おむつ替えの場の提供</p> <p>おむつ替えの場とは、ベビーベッドやおむつ交換台等、安全におむつ替えできる場所のことをいう。</p> <p>(2) 授乳の場の提供</p> <p>授乳の場とは、四方を隔壁で仕切られた部屋のほか、カーテンやパーテーションで仕切られたスペース等、人目を気にせず授乳できる場所のことをいう。</p> <p>なお、にこにこベビールームにおいて、ミルク用のお湯の提供が可能な場合は、これらにあわせて提供する。</p> <p>3 登録方法</p> <p>1の目的に賛同した事業所から提出された登録承諾書の内容を市で確認し、要件を満たす事業所を登録する。</p> <p>〈広島市ホームページ〉 トップページ>くらし・手続き>子育て>子育て支援>赤ちゃんのおでかけも安心「にこにこベビールーム」 https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/kosodate/1021253/1025902/index.html</p>	<p>こども未来局 こども未来調整課</p> <p>TEL (082) 504-2812</p>

項	細目	具体例	メリット	市関係課
7 子ども、 高齢者、 障害者等への 配慮	(5) 高齢者、障害者等に配慮した取組	・ ひろしま保育・介護人材サポート事業への参加	<p>○ ひろしま保育・介護人材サポート企業として認定します。メリットは以下のとおりです。</p> <p>(1) 「ひろしま保育・介護人材サポート企業」の名称を企業案内等で使用可</p> <p>(2) 市の広報媒体等を通じ当該企業を「ひろしま保育・介護人材サポート企業」として紹介</p> <p>ひろしま保育介護人材サポート企業の認定</p> <p>1 目的</p> <p>ひろしま保育・介護人材サポート事業（以下「事業」といいます。）（※）に参加し、地域社会における保育・介護人材の確保・育成に貢献する企業を「ひろしま保育・介護人材サポート企業」として認定し、広く市民に周知を図ります。</p> <p>2 認定要件</p> <p>認定の対象は、事業への参加を承諾し、当該事業に係る保育・介護人材の確保・育成を目的とした処遇改善等の支援に取り組む企業とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除きます。</p> <p>(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している場合</p> <p>(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行っている場合</p> <p>(3) その他当該認定にふさわしくない行為があったものと認められる場合</p> <p>※ ひろしま保育・介護人材サポート事業とは、人材不足が深刻化している保育・介護等の人材に対して、福利厚生面での処遇改善を目的に、地元企業、保育・介護等事業者、広島市が一体となって買物支援を行う福利厚生サービスで、参加企業には、会員に付与する広島広域都市圏ポイントを取扱っていただくほか、会員に対する買物割引等の優遇サービスを提供していただきます。</p>	<p>経済観光局 雇用推進課</p> <p>TEL (082) 504-2244</p>

項	細目	具体例	メリット	市関係課
7 子ども、 高齢者、 障害者等への配慮	(5) 高齢者、障害者等に配慮した取組	・ ひろしま保育・介護人財サポート事業への参加	<p>〈広島市ホームページ〉 トップページ＞市政＞組織＞経済観光局＞経済観光局 雇用推進課＞ひろしま保育・介護人財サポート事業 https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/112/5415.html</p>	経済観光局 雇用推進課 TEL (082) 504-2244

項	細目	具体例	メリット	市関係課
7 子ども、 高齢者、 障害者等 への配慮	(5) 高齢者、障害者等に配慮した取組	<ul style="list-style-type: none"> 言葉でうまく意思や状況を伝えられない人への支援（コミュニケーション支援ボードの設置） 	<p>○ 店舗にコミュニケーション支援ボードを設置することにより、自閉症などの発達障害のある方をはじめ、知的障害のある方、聴覚障害のある方、高齢の方、外国の方など、言葉でうまく意思や状況を伝えられない方のスムーズな商品購入に役立ちます。</p> <p>○ また、コミュニケーション支援ボードを設置しているシールを掲示することにより、上記などの言葉でうまく意思や状況を伝えられない方の店舗の利用促進及び、あらゆる顧客に配慮した店舗づくりを進めていることによる企業イメージの向上につながります。</p> <p>〈広島市ホームページ〉 トップページ>くらし・手続き>福祉・介護>障害児・障害者福祉>刊行物（障害児・障害者）>ひろしましコミュニケーション支援ボード https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/fukushi-kaigo/1014921/1025790/1023788.html</p>	<p>こども未来局 こども青少年支援部 (こども療育センター内)</p> <p>TEL (082) 263-0683</p>
		<ul style="list-style-type: none"> 店舗職員に対する認知症サポーター養成講座の実施 	<p>○ 本市では、地域、学校のほか、認知症の人が利用するスーパーや銀行などの企業を対象として、認知症の人への理解者・支援者である認知症サポーターを養成するため、認知症サポーター養成講座を実施しています。</p> <p>○ 認知症サポーター養成講座を受講された企業等には、店舗等に掲示できるステッカーを配付します。</p> <p>○ 店舗職員が認知症について正しく理解し、認知症の顧客への適切な対応を行うことで、認知症の人や家族等が安心して買い物や外出を楽しむことができます。</p> <p>○ 認知症の人や家族等に配慮した店舗づくりを進めていくことは、企業イメージの向上につながります。</p> <p>〈広島市ホームページ〉 トップページ>くらし・手続き>福祉・介護>認知症>認知症>地域で見守るための「認知症サポーター養成講座」 https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/fukushi-kaigo/1014902/1021245/1006041/1025807/1012802.html</p>	<p>健康福祉局 高齢福祉部 地域包括ケア推進課</p> <p>TEL (082) 504-2648</p>

<p>7 子ども、高齢者、障害者等への配慮</p>	<p>(5) 高齢者、障害者等に配慮した取組</p>	<p>・ 「みんなのお店ひろしま」宣言店への加入</p>	<p>〇宣言店になるメリット</p> <p>(1) SDGsに取り組み、社会的責任を果たしている事業者として、企業イメージの向上が期待できます。</p> <p>(2) 広島市ホームページに企業名や取組内容等を掲載します。</p> <p>(3) 印刷物やホームページにシンボルマークを使用し、お店の広報に活用できます。</p> <p style="text-align: center;">※使用料無料、要申請</p> <p>「みんなのお店ひろしま」宣言事業</p> <p>1 目的</p> <p>事業者による障害者差別の解消に向けた積極的な取組を促すこと。</p> <p>2 対象となるお店</p> <p>広島市内で事業を行う事業者（飲食店・小売店・サービス事業所など）が対象です。</p> <p>（対価を得ない無報酬の事業を行うもの、非営利事業を行う社会福祉法人や特定非営利活動法人を含みません。）</p> <p>3 加入要件</p> <p>「みんなのお店ひろしま」が大切にしている3つの心構えを掲げ、取組項目のいずれか1つ以上を実践していることが必要です。</p> <p style="text-align: center;">【3つの心構え】</p> <p>(1) 入店・サービス拒否をしません</p> <p>(2) 合理的配慮を提供します</p> <p>(3) 心のバリアフリーを大切にします</p> <p style="text-align: center;">【取組項目】</p> <table border="1" data-bbox="619 1615 1315 1955"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">取組項目</th> <th>取組の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報保障・意思疎通</td> <td> <p>手話、要約筆記、点字、音声案内、音声コード等を用いた、情報・意思疎通に関する取組</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 音声案内を行っている。 ・ 手話・筆談での対応が可能である。 ・ メニューや案内等にイラストや写真、点字、音声コードを使用している。 </td> </tr> </tbody> </table>	取組項目	取組の内容	情報保障・意思疎通	<p>手話、要約筆記、点字、音声案内、音声コード等を用いた、情報・意思疎通に関する取組</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 音声案内を行っている。 ・ 手話・筆談での対応が可能である。 ・ メニューや案内等にイラストや写真、点字、音声コードを使用している。 	<p>健康福祉局 障害福祉部 障害福祉課</p> <p style="text-align: right;">TEL (082) 504-2147</p>
取組項目	取組の内容							
情報保障・意思疎通	<p>手話、要約筆記、点字、音声案内、音声コード等を用いた、情報・意思疎通に関する取組</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 音声案内を行っている。 ・ 手話・筆談での対応が可能である。 ・ メニューや案内等にイラストや写真、点字、音声コードを使用している。 							

7 子ども、 高齢者、 障害者等 への配慮	(5) 高齢者、障害者等に配慮した取組	・ 「みんなのお店ひろしま」宣言店への加入	施設整備	<p>スロープ(段差解消)、手すりの設置等、施設の整備に関する取組</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 段差にスロープを設置している。 ・ 手すりを設置している。 ・ 多機能トイレを整備している。 ・ 店内に段差がない。 	健康福祉局 障害福祉部 障害福祉課 TEL (082) 504-2147
			環境整備	<p>(ア) 筆談ボード、折りたたみ式スロープ、車いす対応車両等、物品の配置に関する取組</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 筆談ボード(紙とペンでも可)を設置している。 ・ 簡易スロープを用意している。 ・ コミュニケーションボードを設置している。 ・ 貸出用の車椅子を設置している。 	
				<p>(イ) 机やいす等の配置等の工夫に関する取組</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車椅子の人が通れるように通路を広くしている。 	
				<p>(ウ) 対応マニュアルの策定や研修の実施等に関する取組</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある人への対応マニュアルを策定している。 ・ 従業員に対する研修を行っている。 	
その他	<p>上記以外の障害のある人が安心してサービスを利用できる取組</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車椅子の人や足が不自由な人に対し、段差を越える手伝いをする。 ・ 本人の意向を聞き取りながら、書類を代筆する。 ・ 障害のある人へ配慮することを表明している。 				
<p><広島市ホームページ> トップページ>くらし・手続き>福祉・介護>障害児・障害者福祉>募集(障害児・障害者) https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/fukushi-kaigo/1014921/1025794/1022150.html</p>					

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">7 子ども、高齢者、障害者等への配慮</p>	<p>(5) 高齢者、障害者等に配慮した取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活協力団体の委嘱 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日々の業務の中で、高齢者や障害者等の消費生活上の安全に気を配り、何らかの異変を察知した時に、消費生活センターへの相談を進めるなど、地域の見守りの役割を担う「消費生活協力団体」を委嘱しています。 ○ 消費生活協力団体になるためには、オンライン養成講座（30分）を受講していただくのみです。 ○ 委嘱後は、事業者名等を市ホームページで公表するほか、見守り活動に役立つ物品の提供や E メールにより消費生活に関する最新情報を配信します。 ○ 個人としてお住まいの地域等で活動していただく「消費生活サポーター」も募集しています。 <p>〈広島市ホームページ〉</p> <p>トップページ>くらし・手続き>消費生活>消費生活サポーター・消費生活協力団体</p> <p>https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/shouhi/1021189/index.html</p>	<p>市民局 消費生活センター</p> <p>TEL (082) 225-3329</p>
---	----------------------------	---	--	---

<p style="text-align: center;">9 その他</p>	<p>(1) 健康づくりの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 元気じゃけんひろしま 21 協賛店・団体の認証取得 	<p>○ 市民の健康づくりを支援する店舗として、イメージアップが期待できます。</p> <p>○ 認証ステッカーやミニのぼり旗を配付するとともに、ホームページや保健センター等で協賛店・団体を市民に紹介します。</p> <p>元気じゃけんひろしま 21 協賛店・団体の認証取得 広島市健康づくり計画「元気じゃけんひろしま 21 (第3次)」に基づき、市民の健康を支え守るための社会環境整備の推進を図るため、市民及び従業員の健康づくりの支援等を行う店舗、事業所、市民団体等を「元気じゃけんひろしま 21 協賛店・団体」として認証及び公表しています。</p> <p>【認証項目と基準】</p> <p>1 禁煙協賛 禁煙支援・禁煙の習慣づけを応援する。</p> <p>2 食生活協賛</p> <p>(1) 健康に配慮した栄養バランスのとれた定食 (元気じゃけん定食) 一人前の定食又は弁当等が、主食・主菜・副菜のそろった組合せとなっており、下記の①～③をすべて満たす。(1メニュー以上)</p> <p>①650kcal±100kcal、塩分(食塩相当量) 3g 以下であり、その旨の表示がある。</p> <p>②一食当たり緑黄色野菜を含む2種類以上の野菜を100g 以上使用し、その旨の表示がある。</p> <p>③月1回以上又は予約時に提供する。</p> <p>※主食：米、パン、麺類等の穀類を利用する。 主菜：魚介類、肉類、卵類、大豆・大豆製品を主材料とする。 副菜：野菜(果物、いも類、きのこ、海藻を含まない)を主材料とする。</p> <p>(2) 野菜たっぷりメニュー 一人前の定食、一品料理又は弁当・惣菜に120g 以上の野菜が使われており、その旨の表示がある。(1メニュー以上)(果物、いも類、きのこ、海藻は含まない。)</p> <p>(3) 塩分控えめメニュー 一人前の定食又は弁当等に含まれる塩分(食塩相当量)が2.6g 以下であり、塩分量の表示がある。(1メニュー以上)</p> <p>(4) 食生活応援 次のいずれかに該当する。</p> <p>①栄養成分表示をしている。(5メニュー以上又は店で提供できるメニューの5割以上)(エネルギーのみ、塩分(食塩相当量)のみも可)</p> <p>②朝食摂取の習慣づけを応援している。</p> <p>③ 塩分控えめの習慣づけを応援している。</p> <p>※ 塩分控えめの意識向上のための普及啓発を行い、それに関する情報発信をしていることが明確であること。</p> <p>④バランスのとれた食事を応援している。</p>	<p>健康福祉局 保健部 健康推進課</p> <p>Tel (082) 504-2980</p>
--	---------------------	---	--	--

項目	細目	具体例	メリット	市関係課
9 その他	(1) 健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 元気じゃけんひろしま 21 協賛店・団体の認証取得 	<p>3 ウォーキング実践協賛</p> <p>(1) 正しいウォーキングの指導 次のいずれかに該当する。</p> <p>① 指導のためのパンフレット、掲示用ポスター等を作成し、言葉を添えて正しいウォーキングの指導をしている。</p> <p>② 健康運動指導士、健康運動実践指導者、シューフィッター等、正しいウォーキングを指導できる有資格者がいる。</p> <p>(2) ウォーキング勸奨応援 ウォーキングの勸奨及び応援をしている。</p> <p>4 健康づくり協賛</p> <p>元気じゃけんひろしま 21 普及・啓発 健康づくりを支援するために創意・工夫をしている。</p> <p>例：「元気じゃけんひろしま 21」の普及啓発に関する取組を実施している。/健康づくりや食生活の改善に関するポスターの掲示や資料の配布をしている。/飲食店、宿泊施設等で歯間清掃器具（デンタルフロス等）を置いている。</p> <p>5 がん検診推進協賛</p> <p>がん検診の普及啓発や受診率の向上に向けた活動を推進している。</p> <p>例：事業所等において、従業員及びその家族に対して、がん検診の受診勸奨を行っている。/事業所等において、がん検診の受診勸奨に関するポスターやチラシを作成する等、積極的にがん検診の普及啓発に関する取組を実施している。</p> <p>〈広島市ホームページ〉 広島市ホームページ > くらし・手続き > 健康 > 健康づくり > 元気じゃけんひろしま 21（広島市の健康づくりに関する取組） > 元気じゃけんひろしま 21 協賛店・団体 > あなたのお店・団体も健康づくりに参加しませんか？ 元気じゃけんひろしま 21 協賛店・団体募集中 https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/kenkou/1021223/1005964/1027988/1010131.html</p>	<p>健康福祉局 保健部 健康推進課</p> <p>TEL (082) 504-2980</p>

項目	細目	具体例	メリット	市関係課
9 その他	(1) 健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「ひろしま食育ネットワーク」への参加、参加団体の連携による食育推進活動の実施 	<p>○ 食育を進める事業所としてのイメージアップが期待できます。</p> <p>○ 参加団体に登録した事業所名を市のホームページ等で公表しており、食育に係る講習会、事例発表会等を開催するとともに、食育に関する情報の提供などを随時行っています。</p> <p>○ 届出したうえで、レシピなどの印刷物等に食育推進マスコットキャラクターを使用することができます。</p> <p>「ひろしま食育ネットワーク」への参加 「第4次広島市食育推進計画」に基づき、「食育推進プログラム」に取り組む事業所等を募集し、申込のあった事業所等を「ひろしま食育ネットワーク参加団体（以下、「参加団体」という。）」として登録しています。</p> <p>【食育ネットワーク参加団体の対象例】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域活動団体、ボランティア団体 <ul style="list-style-type: none"> ・ 郷土料理や親子クッキングなどの料理教室を開催 ・ 食育に関するイベントや講演会などを開催 2 一般企業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 社員食堂メニューに栄養成分を表示 ・ 家族団らんの機会を増やすような取組を実施（ノー残業デーなど） 3 食品製造・生産関連団体 <ul style="list-style-type: none"> ・ 工場見学や食品加工体験、農業漁業体験などを実施 ・ 食の出前講座を実施、講師を派遣 4 飲食店・外食産業関連企業 <ul style="list-style-type: none"> ・ メニューに栄養成分を表示 ・ 地場産物を使用したメニューを提供 ・ 食育に関するチラシなどを設置 5 スーパーマーケット・食品販売店 <ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗内に食育に関するコーナーを設置 ・ 朝ごはんレシピや地場産物を使ったレシピなどを配布 ・ 店舗を利用し、食育教室などを開催 ・ 食品の販売方法の工夫など食品ロスを減らす取組を実施 	<p>健康福祉局 保健部 健康推進課</p> <p>TEL (082) 504-2980</p>

項目	細目	具体例	メリット	市関係課
9 その他	(1) 健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 「ひろしま食育ネットワーク」への参加、参加団体の連携による食育推進活動の実施 	<p>〈広島市ホームページ〉 広島市ホームページ>暮らし・手続き>教育>食育>ひろしま食育ネットワーク>ひろしま食育ネットワークの取り組み>「ひろしま食育ネットワーク 参加団体」を募集しています！ https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/education/1006086/1026090/1026091/1013943.html</p>	健康福祉局 保健部 健康推進課 TEL (082) 504-2980

項目	細目	具体例	メリット	市関係課
9 その他	(2) 景観形成、街並みづくりへの協力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観の色彩、周辺の街並み等との連続性に配慮した建築物の配置その他周辺の景観形成及び街並みづくりを阻害しない店舗づくり ・ 敷地の緑化への配慮 ・ 地域が進める良好な景観形成及び街並みづくりへの協力 	<p>○ 「ひろしま街づくりデザイン賞」の対象となります。</p> <p>ひろしま街づくりデザイン賞</p> <p>良好な景観の形成に貢献している建築物や看板、活動などを募集し、自薦他薦を問わず応募のあったものの中から優れたものを表彰する制度で、募集と選考・表彰を2か年度で実施しています。受賞された施主、活動団体等へ銘板等を贈呈するほか、受賞作品をまとめたパンフレットを配布するとともに、本市ホームページへ掲載しPRしています。</p> <p>【賞の種類】</p> <p>部門賞</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 建築物（一般） ② 個人住宅 ③ アート ④ 広告 ⑤ 花と緑 ⑥ 街並み ⑦ 夜間景観 ⑧ 景観まちづくり活動 ⑨ 公共施設 <p>上記部門賞のほか、部門賞を受賞したもののうち特に優れたものは大賞として、部門賞の選外となったものについても、広島らしい良好な景観の形成に貢献すると認められるものは、奨励賞として表彰します。</p> <p>〈広島市ホームページ〉 トップページ＞事業者向け情報＞都市計画＞ひろしま街づくりデザイン賞（都市デザイン） https://www.city.hiroshima.lg.jp/life/3/73/431/</p>	<p>都市整備局 都市計画課</p> <p>TEL (082) 504-2277</p>

項目	細目	具体例	メリット	市関係課
9 その他	(3) 平和への取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 折り鶴に託された思いを昇華させるための取組への参画 	<p>○ 平和記念公園の「原爆の子の像」に捧げられる折り鶴に託された思いを昇華させるための取組に参画し、平和への思いの継承・発信、地域や立場を超えた心の循環、広島発のブランドや観光資源の創出などに貢献することにより、企業のイメージアップが期待できます。</p> <p>○ 昇華の取組において使用する広告物や成果物等には、市が作成したロゴマークを使用できます。</p> <p>市民等への折り鶴の配付</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 配付の対象 <ul style="list-style-type: none"> 折り鶴に託された思いを昇華させるための方策検討委員会がとりまとめた「折り鶴に託された思いを昇華させるための方策について（最終とりまとめ）」の趣旨に沿った取組を実施する個人又は団体を対象とする。 2 配付の決定 <ul style="list-style-type: none"> 申請書類の内容を審査し、取組の目的及び内容が適正であると認められる場合は、折り鶴の配付を決定し、申請者に通知する。 3 折り鶴の配付 <ol style="list-style-type: none"> (1) 原則として保管している袋詰めの状態（1袋約13,000羽、約11kg）で配付する。 (2) 関係法令等に基づく手続きを経なければならない取組については、所定の報告書の提出を求め、手続きの完了を確認した後に折り鶴を配付する。 (3) 折り鶴の配付に伴う輸送経費は、予算の範囲内で広島市が負担する。 <p><広島市ホームページ> 広島市ホームページ>原爆・平和サイト>平和について>折り鶴・原爆の子の像>折り鶴の配布について https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/48/9824.html</p>	<p>市民局 国際平和推進部 平和推進課</p> <p>TEL (082) 242-7831</p>

項目	細目	具体例	メリット	市関係課
9 その他	(4) 地方創生の推進	<ul style="list-style-type: none"> 企業版ふるさと納税を活用した寄附 	<p>○ 寄附額の最大約9割に相当する額の税の軽減効果に加え、以下のメリットが期待できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会貢献・SDG s の達成 企業としての PR 効果 広島市との新たなパートナーシップの構築 <p>(注意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1回当たり 10 万円以上の寄附が対象となります。 本社が所在する地方公共団体への寄附については、本制度の対象となりません。(この場合の本社とは、地方税法における「主たる事務所又は事業所」を指します。) 寄附を行うことの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。 <p>※ 制度の詳細は、「企業版ふるさと納税ポータルサイト」で御確認ください。</p> <p>※ 寄附対象事業は、第3期「世界に誇れる『まち』広島」創生総合戦略に位置付けられているすべての事業です。まずは、担当課（政策企画課）までお問い合わせください。</p> <p>〈広島市ホームページ〉 広島市ホームページ>市政>市の取り組み>ふるさと納税>企業版ふるさと納税のお願い https://www.city.hiroshima.lg.jp/shisei/torikumi/1014898/1015359.html</p> 	企画総務局 政策企画部 政策企画課 TEL (082) 504-2014

項目	細目	具体例	メリット	市関係課
9 その他	(4) 地方創生の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広島広域都市圏ポイント「としポ」への参画 	<p>○ 広島広域都市圏ポイント「としポ」は、圏域内の商店、企業、行政などあらゆる主体が参画可能であり、ポイントの発行、利用を通じて圏域内の経済活動や住民の地域活動の活性化を図る取組です。</p> <p>「としポ」に参画し、店舗への来店者にポイントを発行することで、店舗への集客や、企業のイメージアップが期待できます。</p> <p><広島市ホームページ> 広島市ホームページ>市政>市政運営・行政改革>他の自治体との連携>広域行政に関するお知らせ>広島広域都市圏ポイント「としポ」 https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/108/932.html</p>	経済観光局 経済企画課 TEL (082) 504-2235
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者志向経営の取組 	<p>○ 消費者志向経営とは、事業者が社会や環境等に配慮したビジネスを通して消費者に寄り添い、消費者に共感してもらうことで、事業者の価値を高めてより良い社会の実現に向けて取り組むことです。</p> <p>○ 消費者志向経営の活動として、事業者は「みんなの声を聴き、かついかすこと」「未来・次世代のために取り組むこと」「法令の遵守／コーポレートガバナンスの強化をすること」に取り組むことで、従業員のモチベーションアップやコンプライアンス意識が高まり、その結果、企業価値の向上といった効果が期待でき、イノベーション創出や、健全な市場育成に繋がり、消費も拡大し、最終的に経済の好循環が生まれていくこととなります。</p> <p>○ 事業者が各事業に合わせて自ら策定した「消費者志向経営自主宣言」を公表し、消費者庁に申請することで、取組内容を消費者庁のウェブサイトに掲載します。消費者・社会に対して幅広くアピールすることで、共感する消費者を通じて、社会的評価の向上や新規顧客獲得といった事業に直接影響する外部的メリットの他、従業員の仕事に対する誇りや消費者トラブルの減少にも寄与し、内部的な効果も期待できます。</p>	市民局 消費生活センター TEL (082) 225-3329

項	細目	具体例	メリット	市関係課
9 その他	(4) 地方創生の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ シェアモビリティのポート設置 	<p>○ 本市では、国内外の来訪者が観光施設等を快適に巡るとともに、市民が公共交通を補完する日常の移動手段として利用することができるよう、シェアモビリティ事業者のポート設置に協力することで、自転車等を活用した観光振興や地域の活性化等を図ることとしています。</p> <p>○ シェアモビリティのポートを設置することで、周辺地域の住民の利便性が向上するだけでなく、シェアモビリティ利用者の店舗来訪による地域経済の活性化が期待できます。</p>	<p>道 路 交 通 局 自 転 車 都 市 づ く り 推 進 課</p> <p>Tel (082) 504-2349</p>

項目	細目	具体例
1 地域づくりへの参画・協力	(1) 交通安全市民運動への協力	<ul style="list-style-type: none"> 各種交通安全運動への参加・協力 交通事故防止の啓発（店内放送、ポスターの掲示等） 広島市が進める交通安全及び交通渋滞の対策への協力
	(2) 地域の祭り、行事等への協力	<ul style="list-style-type: none"> 地域の祭り、伝統行事、スポーツ・レクリエーション大会等の各種行事への参加・協力
	(3) 地域づくりに取り組む団体への協力	<ul style="list-style-type: none"> 地域づくりに取り組む町内会・自治会、地(学)区社会福祉協議会、NPO及びボランティア団体の活動への参加・協力、活動場所の提供等の協力 各種地域団体（町内会・自治会、社会福祉協議会、防犯組合、自主防災会など、一定の地域における住民自治又は地域課題解決等のために自発的に活動を行う住民団体）が参画する地域課題を解決するための活動への参加や、各種地域団体の運営援助を目的とした活動
	(4) コミュニティスペースの提供	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民がいつでも気軽に立ち寄り、交流を深めることができる場所の提供
	(5) 地域住民等との協議等	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民等との協議の場の設置 地域住民等との協定の締結
2 地域産業活性化の推進	(1) 商店街振興組合、商工会等への加入	<ul style="list-style-type: none"> 店舗設置者及びテナント事業者の商店街振興組合等への加入
	(2) 商店街、商工会等が実施する各種行事等への協力	<ul style="list-style-type: none"> 商店街、商工会等が実施する共同売出し等イベントへの参加・協力 商店街、商工会等における店舗運営に必要なノウハウを有する人材の紹介、情報提供及び技術支援
	(3) 地元産品の積極的なPRと販売促進	<ul style="list-style-type: none"> 地元産品販売コーナー及び生産者等の直売コーナーの設置 地元産品のPR及び販売促進への協力 “ひろしまそだち”地産地消推進事業への協力（※1） ザ・広島ブランド認定事業への協力（※2） 広島市エシカルマップへの登録
	(4) 地域又は市内事業者のテナント入居等	<ul style="list-style-type: none"> 地域又は市内の事業者のテナント入居及び取引の促進

※1 “ひろしまそだち”地産地消推進事業

広島市内の農林漁業者が市内で生産した農林水産物及びその加工品に“ひろしまそだち”シンボルマークを表示し、“ひろしまそだち”産品の安心の確保と生産者・小売店・飲食店・消費者による地産地消の輪を広げ、118万人の地産地消を進めていきます。

※2 ザ・広島ブランド認定事業

広島の特産品で特に優れたものを「ザ・広島ブランド」として認定し、全国に向けてPRすることで、知名度をより高め、その消費拡大を図るとともに、広島のイメージを向上させ、地域経済の活性化及び誘客の促進を図ります。

網掛けした具体例は、「メリット」を掲載したもの

項目	細目	具体例
3 地域雇用の確保	(1) 地域からの雇用の促進	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民を対象とした従業員の優先的な採用
	(2) 安定的雇用の確保	<ul style="list-style-type: none"> 正社員採用への配慮
	(3) 障害者、高齢者、母子家庭の母等の雇用の促進及び労働環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)で定める障害者雇用率を上回る障害者の雇用の促進 高齢者の雇用機会の確保 母子家庭の母の雇用の促進 結婚、出産、育児等により退職した者の再雇用の促進 外国人の雇用機会及びその適正な労働条件の確保
	(4) 仕事と家庭を両立できる環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 託児所等の設置 短時間勤務制度の導入 育児・介護休業制度の活用の促進 女性と若者が働きやすい職場環境づくりの推進
	(5) インターンシップの受入れ	<ul style="list-style-type: none"> 地元の大学、専門学校、高等学校、特別支援学校等からのインターンシップの受入れ
4 防犯・青少年非行防止対策の推進	(1) 安全なまちづくり運動への協力	<ul style="list-style-type: none"> こども見守り活動への参加 犯罪予防キャンペーン等への参加並びに実施会場等の提供 防犯資材の提供や防犯カメラの設置などの地域見守り活動への助成 見守り活動用ジャンパー作成協力 こども110番の家への参加 広島市犯罪被害者等支援条例の周知 犯罪被害者等支援に係るキャンペーン等の実施場所の提供や広報啓発活動等への参加 犯罪予防キャンペーンへの参加・協力
	(2) 青少年非行防止への協力	<ul style="list-style-type: none"> 万引きさせない店づくり及び万引きの防止の広報の実施 非行の防止に関する写真、ポスター等の掲示
	(3) 店舗及びその敷地内での防犯対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> 見通しを確保した商品陳列 防犯カメラの設置(店舗内、駐車場等) 犯罪又は非行の発生場所となりやすい駐車場、荷さばき施設、建物の死角その他人通りの少ない場所での警備員又は従業員による定期的巡回の実施 店内放送やデジタルサイネージなどによる特殊詐欺被害防止に係る広報の実施 ATM周辺の警戒や高齢者への声かけ等の実施
	(4) 深夜営業時及び営業時間外における防犯対策・青少年非行防止対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪及び青少年の非行の防止のための青少年への声掛け 深夜営業時における警備の強化 深夜営業の自粛 営業時間外における駐車場出入口の施錠 警備員の巡回 駐車場等人通りの少ない場所での適切な照明の設置

項目	細目	具体例
4 防犯・青少年非行防止対策の推進	(5) 緊急通報体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗及び店舗周辺での事件発生時における警察への通報要領の策定 ・ 迅速な避難誘導措置等の緊急通報体制の確立
5 地域防災対策の推進	(1) 災害等発生時における避難場所等の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車中一時避難場所としての駐車場等の提供 ・ 浸水時緊急退避施設としての駐車場敷地、建物等の提供 ・ 災害等対策に必要な資器材の一時集積場所としての建物、駐車場等の提供 ・ 近隣地域での火災発生時（夜間及び休日を含む。）における店舗敷地内の消防水利の提供協力
	(2) 災害時における避難情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗所在地の小校区へ発令された避難情報のアナウンス
	(3) 災害時における物資の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市からの食料・生活物資等緊急物資の提供依頼への協力
	(4) 災害時における地域住民との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救助活動、応急復旧活動等の地域住民と連携した活動への参加
	(5) 災害時におけるボランティア活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア活動団体等への支援 ・ 災害ボランティア活動への従業員の派遣 ・ ボランティア休暇取得に関する職場環境の整備
	(6) 災害時における業務の継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務継続計画の策定 ・ 安定した物資供給及び雇用確保のための営業の継続
	(7) 防災訓練等への参加・協力 防災知識の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域が実施する防災訓練等への積極的な参加・協力 ・ 地域の消防団活動への積極的な参加・協力 ・ 地域との防災協定の締結 ・ 広島市消防団協力事業所の認定取得 ・ 広島市が作成しているハザードマップを掲示 ・ 避難誘導アプリのダウンロード促進への協力 ・ 防災情報メールの登録促進への協力
	(8) 救急救命の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ A E D（自動体外式除細動器）の設置 ・ A E D提供協力施設への参画 ・ 従業員の救命講習受講の促進

項目	細目	具体例
6 環境対策の推進	(1) 地球温暖化対策・省エネルギー対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギー管理システム（BEMS）の導入 ・ LED照明やトップランナー機器といった省エネ性能の高い機器の導入 ・ ISO14001 やエコアクション 21 等の環境マネジメントシステムの導入 ・ 敷地内の緑化及び屋上・壁面の緑化の推進 ・ 店舗内の空調温度の適切な設定 ・ 太陽光発電設備やコージェネレーション設備等の設置 ・ 平日の店舗駐車場を活用したパーク&ライド ・ 断熱性能の高い構造材や二重窓、複層ガラス等の導入 ・ 通勤や業務における公共交通機関の利用促進や次世代自動車の導入 ・ ごみの減量・リサイクルの促進
	(2) 環境美化対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の公共の場所での定期的な清掃活動の実施 ・ ぼい捨て・落書き禁止活動への参加
	(3) 水循環確保対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場の透水性舗装 ・ 節水及び雨水の再利用 ・ 地下水保全のための取組の実施（揚水の抑制、雨水浸透の促進による涵養）
	(4) リサイクル対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ リサイクルボックスの設置 ・ リサイクル製品の販売
	(5) 廃棄物減量化	<ul style="list-style-type: none"> ・ レジ袋の有料化、買物袋持参運動等によるレジ袋削減 ・ 簡易包装、トレイ削減等による廃棄物の減量化 ・ 食品廃棄物の排出抑制や生ごみの堆肥化 ・ 分別の徹底によるごみの減量化
	(6) 生活環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 光害対策（屋外照明、広告塔照明等の適切な設置・運用）の実施
	(7) 環境全般への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ ISO14001、エコアクション 21 等の環境マネジメントシステムの認証取得 ・ 環境教育・環境学習の場や機会などの提供 ・ 地域の環境保全活動への取組 ・ 環境配慮商品の販売 ・ グリーン購入

網掛けした具体例は、
「メリット」を掲載したもの

項目	細目	具体例
7 子ども、 高齢者、障 害者等への 配慮	(1) ユニバーサルデ ザインに配慮した 店舗づくり	<ul style="list-style-type: none"> • すべての人に使いやすい店舗づくり • ユニバーサルデザインに配慮したサービス・情報の提供（新生児・乳児を抱える親及び高齢者で買物に行けない人への宅配サービス等） • ユニバーサルデザイン関連商品の取扱い • 国際標準化機構（ISO）が標準化した案内図記号 その他外国人にも分かりやすい案内表示の整備
	(2) 子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> • 赤ちゃんルーム、子ども用トイレ、キッズコーナー、 託児室等の設置 • ベビーカーが通行しやすい店舗内の配置 • 子育て家庭の交流や相談の場の提供 • ひろしま保育・介護人材サポート事業への参加
	(3) 子どもたちの健 全育成への支援	<ul style="list-style-type: none"> • 地域の学校等からの社会見学・体験学習の受入れ • 特別支援学校からの申出による就業体験学習の受入れ • 学校の運動部、スポーツ少年団等の活動への協力 • 地域の学校の芸術作品等発表の場所の提供
	(4) 地域の障害者支 援施設等の活動へ の協力	<ul style="list-style-type: none"> • 地域の障害者支援施設等で製作された物品等の展示 会の開催や販売への協力
	(5) 高齢者、障害者 等に配慮した取組	<ul style="list-style-type: none"> • 地域の福祉団体と連携したイベントの開催等 • 高齢者、障害者、妊産婦等の専用駐車スペースの確保 • 言葉でうまく意思や状況を伝えられない人への支援 （コミュニケーション支援ボードの設置） • 店舗職員に対する認知症サポーター養成講座の実施 • ひろしま保育・介護人材サポート事業への参加（再掲） • 「みんなのお店ひろしま」宣言店への加入 • 消費生活協力団体への委嘱
8 核テナン ト撤退や店 舗閉鎖時の 対応	(1) 早期の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> • 撤退時期やその後の対応策等についての可能な限り 早期の地域住民等、市への十分な情報提供
	(2) 後継店の確保	<ul style="list-style-type: none"> • 地域住民の買物の利便性の低下や失業者の発生等を 極力抑えるための後継店の確保
	(3) 従業員の雇用の 確保	<ul style="list-style-type: none"> • 関係機関等との連携による離職者の円滑な再就職や 配置転換への最大限の努力
	(4) 取引先企業に対 する対応	<ul style="list-style-type: none"> • 取引先企業の経営悪化防止のための店舗閉鎖情報の 早期提供、後継店への紹介

網掛けした具体例は、「メリット」を掲載したもの

	(5) 店舗閉鎖に伴う環境悪化の防止	<ul style="list-style-type: none"> 適切な建物管理による店舗閉鎖に伴う周辺環境悪化の防止
	(6) 再利用可能な建物の建築	<ul style="list-style-type: none"> 撤退後も再利用可能な店舗建築の設計、レイアウト及び資材への配慮
9 その他	(1) 健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 元気じゃけんひろしま21協賛店・団体の認証取得(※3) 「ひろしま食育ネットワーク」への参加(※4)、参加団体の連携による食育推進活動の実施
	(2) 景観形成、街並みづくりへの協力	<ul style="list-style-type: none"> 外観の色彩、周辺の街並み等との連続性に配慮した建物の配置その他周辺の景観形成及び街並みづくりを阻害しない店舗づくり 敷地の緑化への配慮 地域が進める良好な景観形成及び街並みづくりへの協力
	(3) 平和への取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> 折り鶴に託された思いを昇華させるための取組への参画
	(4) 地方創生の推進	<ul style="list-style-type: none"> 企業版ふるさと納税を活用した寄附 広島広域都市圏ポイント「としポ」への参画 消費者志向経営の取組 シェアモビリティのポート設置
	(5) 地域貢献活動の実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 地域貢献活動担当部署の設置等実施体制の整備 地域貢献担当窓口の店頭表示

※3 元気じゃけんひろしま21協賛店・団体の認証取得

広島市健康づくり計画「元気じゃけんひろしま21(第3次)」に基づき、市民の健康づくりを支援する環境整備の推進を図るため、市民の健康づくりの支援等を行う店舗、事業所、市民団体等を「元気じゃけんひろしま21協賛店・団体」として認証及び公表しています。

※4 「ひろしま食育ネットワーク」への参加

第4次広島市食育推進計画を推進するため、食育推進に取組む事業所や団体等を「ひろしま食育ネットワーク参加団体」として登録し、公表しています。

【問い合わせ先】

**広島市経済観光局産業振興部
企業誘致・創業推進課**

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

TEL (082) 504-2241

FAX (082) 504-2259

E-mail kigyo@city.hiroshima.lg.jp